

申告書の記入例

前年中に収入があった方

申告書 表面

現住所の住所と異なる場合には記入してください。

日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

年		住民税・県民税 国民健康保険税 介護保険料		申告	
藤崎町長 殿		現住所	申告区分		
提出年月日		1月1日現在の住所	電話番号		()
年	月	日	フリガナ	個人番号	
		氏名			
		生年月日	世帯主の氏名	続柄	業種又は職業
<input type="checkbox"/> 昨年1年間 課税対象収入がない (預貯金での生活 ・ 家族の扶養 ・ 失業手当、遺族年金や障害者年金)					
3 所得から差し引かれる金額に関する事項					
社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料	
	合計				
	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
生命保険料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		
	介護医療保険料の計				
	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
① 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	② 寡婦控除	③ ひとり親控除 (学校名)	④ 勤労学生控除	⑤ 配偶者控除	⑥ 障害者控除
⑦ 障害者控除	フリガナ	氏名	障害区分	本人障害の程度	
⑧ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額	
⑨ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑩ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑪ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑫ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑬ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑭ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑮ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑯ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑰ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑱ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑲ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
⑳ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉑ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉒ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉓ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉔ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉕ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉖ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉗ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉘ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉙ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉚ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉛ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉜ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉝ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉞ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉟ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊱ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊲ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊳ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊴ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊵ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊶ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊷ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊸ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊹ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊺ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊻ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊼ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊽ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊾ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㊿ 扶養控除	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
㉑ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類		
㉒ 雑損控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し損失額のうち、災害関連支出の金額		
㉓ 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額		
4 所得から差し引かれる金額					
1 収入金額等	事業	営業等	ア		
		分産肉用牛			
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		配当	エ		
		給与	オ	(内専給)	
	雑	公的年金等	カ		
		業務	キ		
		その他	ク		
	総合譲渡	短期	ケ		
		長期	コ		
		一時	サ		
2 所得金額	事業	営業等	①		
		免税所得			
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		
	雑	公的年金等	⑦		
		業務	⑧		
		その他	⑨		
		合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩		
		総合譲渡・一時	⑪		
		合計	⑫		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬		
	小規模企業 共済等掛金控除		⑭		
	生命保険料控除		⑮		
	地震保険料控除		⑯		
	寡婦、ひとり親控除		⑰		
	勤労学生 障害者控除		⑱		
	配偶者 (特別) 控除		⑲		
	扶養控除		㉑		
	基礎控除		㉒		430,000
	⑩～㉑までの計		㉓		
	雑損控除		㉔		
	医療費控除		㉕		
	合計		㉖		
5 給与・公的年金等に係る所得以外の町民税・県民税の納税方法					
<input type="checkbox"/> 給与から差引き (特別徴収)					
<input type="checkbox"/> 自分で納付 (普通徴収)					
「個人番号」欄には、個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載してください。					

P2 参照

P3 ~4 参照

P2 参照

給 与 ・ 公 的 年 金 の 所 得 計 算 表

○給与収入

収入金額A	給与所得金額
～1,618,999	A-550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	(A÷4) ※×2.4+100,000
1,800,000～3,599,999	(A÷4) ×2.8-80,000
3,600,000～6,599,999	(A÷4) ×3.2-440,000
6,600,000～8,499,999	A×0.9-1,100,000
8,500,000～	A-1,950,000

※(A÷4)は千円未満切捨

※計算結果がマイナスの場合は0円となります

○公的年金等

公的年金受給者の年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上	330万円以下	A-1,100,000	A-1,000,000	A-900,000
	330万円超410万円以下	A×0.75-275,000	A×0.75-175,000	A×0.75-75,000
	410万円超770万円以下	A×0.85-685,000	A×0.85-585,000	A×0.85-485,000
	770万円超1,000万円以下	A×0.95-1,455,000	A×0.95-1,355,000	A×0.95-1,255,000
	1,000万円超	A-1,955,000	A-1,855,000	A-1,755,000
65歳未満	130万円以下	A-600,000	A-500,000	A-400,000
	130万円超410万円以下	A×0.75-275,000	A×0.75-175,000	A×0.75-75,000
	410万円超770万円以下	A×0.85-685,000	A×0.85-585,000	A×0.85-485,000
	770万円超1,000万円以下	A×0.95-1,455,000	A×0.95-1,355,000	A×0.95-1,255,000
	1,000万円超	A-1,955,000	A-1,855,000	A-1,755,000

○所得金額調整控除

①【給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている人への措置】

《適用条件》以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者
- ・年齢22歳以下の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

《計算式》(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%

②【給与所得と年金所得両方を有する人への措置】

給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える

《計算式》

給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額

(10万円を超える場合は10万円)-10万円

所 得 控 除 額 一 覧

区分	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等による補てん)-(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額-保険等による補てん金額)-5万円
医療費控除	(支払った医療費-保険等による補てん金額) -(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない方の金額) ※控除の限度額200万円 【セルフメディケーション税制】 (特定のスイッチOTC医薬品の購入費用-保険等の補てん額)-12,000円 ※控除の限度額88,000円
社会保険料控除	
小規模企業 共済等掛金 控除	支払金額

配偶者の合計 所得金額	納税義務者の合計所得金額※()内は所得税の控除額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	控除額	控除額	控除額	
配偶者控除	48万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
	老人控除対象配偶者	38万円 (48万円)	26万円 (32万円)	13万円 (16万円)
	48万円超	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
	50万円未満	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
	50万円以上	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
	55万円未満	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
	55万円以上	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
	95万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
	95万円超	33万円 (36万円)	22万円 (24万円)	11万円 (12万円)
	100万円超	31万円 (31万円)	21万円 (21万円)	11万円 (11万円)
	105万円以下	26万円 (26万円)	18万円 (18万円)	9万円 (9万円)
	110万円以下	21万円 (21万円)	14万円 (14万円)	7万円 (7万円)
	115万円以下	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)
	120万円以下	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)
	125万円超	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)
	130万円以下	3万円 (3万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)
	133万円以下	0円	0円	0円
	133万円超	0円	0円	0円

区分	保険料の支払金額	地震保険料控除額	
地震	～50,000円	支払金額×1/2	
	50,001円～	一律25,000円	
	旧長期	～5,000円	支払金額の全額
		5,000円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円
	15,001円～	一律10,000円	
地震と旧長期の保険料の支払いがある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額※控除の限度額25,000円			

種類	一般生命保険料・個人年金保険料	
	限度額	それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円
旧契約	控除額計算表	生命保険料控除額
	～15,000円	支払金額の全額
	15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
	70,001円～	一律35,000円
新契約	種類	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料
	限度額	それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円
新契約	控除額計算表	生命保険料控除額
	～12,000円	支払金額の全額
	12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
	56,001円～	一律28,000円

生命保険料控除額
(限度額 70,000円)
※なお、旧契約のみで算出した控除額が新旧で算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。

○旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
○新契約…平成24年1月1日以降に締結や更新した保険契約等

申告書の各項目の説明及び申告書の書き方

○収入・所得金額…前年中に得た収入等について該当する項目に記入ください

ア及び①またはイ及び② 事業 卸売業、小売業、サービス業等の営業や、大工、保険の外交員、農作物の生産	「1収入金額等」及び「2所得金額」に金額を記入してください。 申告書裏面の「7事業・不動産所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 ※收支内訳書が必要な人は、税務課住民税担当にご請求ください。 ※専従者控除がある場合は、申告書裏面の「11事業専従者に関する事項」の欄にも記入してください。 ◇1年間の収支がわかる書類を作成し、添付してください。
ウ及び③不動産 貸家、貸地、貸アパート等	
④利子 国外の銀行等の預金の利子など	一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。 ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。
エ及び⑤配当 株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配など	収入をエに、収入から必要経費（株式等の元本取得のために借り入れた負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、申告書裏面の「8配当所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。また、住民税が源泉されていないものは申告義務があります。 ※特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分（5%）が徴収されておりますので、原則申告は不要です。なお、この所得について申告する場合は、申告書裏面の「14配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の欄に住民税分（5%）を記入してください。
オ及び⑥給与 給与、賃金、賞与	源泉徴収票の支払金額をオに記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。 源泉徴収票がない場合は、申告書裏面の「6給与所得の内訳」欄に記入してください。 専従者給与がある人は、「うち専従者給与」の欄に収入金額を記入し、所得の内訳欄内に記入してください。
カ及び⑦雑所得（公的年金等） 国民年金、厚生年金、企業年金など	源泉徴収票の支払金額をカの欄に記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数の場合は合計額を記入してください。
キ及び⑧雑所得（業務） 原稿料、講演料など	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくはは食料品の配達など副収入金額をキに記入してください。 ◇支払証明書等を添付してください。 収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑧に記入してください。申告書裏面の「9雑所得（公的年金等以外）」に関する事項の欄に内訳を記入してください。
ク及び⑨雑所得（その他） 個人年金、講演料など	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引などの収入金額をクに記入してください。 ◇支払証明書等があれば添付してください。 収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を⑨に記入してください。 申告書裏面の「9雑所得（公的年金等以外）」に関する事項の欄に内訳を記入してください。
ケ、コ及び⑩短期・長期総合譲渡 骨董品、ゴルフ会員権等	申告書裏面の「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の欄に内訳を記入し、所得金額イの金額を申告書表面のケに、所得金額ロの金額を申告書表面のコ、所得金額ハの金額を申告書表面のサに、ニの金額を申告書表面の⑩に記入してください。 ※特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です
サ及び⑪一時 生命保険契約に基づく一時金等	◇支払証明書等があれば添付してください。

○所得控除…要件を満たす場合、該当する項目に記入してください

⑬社会保険料控除…あなたや生計を一にする親族等の国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等をあなたが支払った場合	「⑬社会保険料控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。 ◇支払った証明書か領収書を添付してください。 ※年金からの天引き（特別徴収）された分については、本人のみ適用できます。 ※証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。
⑭小規模企業共済等掛金控除…確定拠出年金法による個人型年金加入者掛金等をあなたが支払った場合	「⑭小規模企業共済等控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。 ◇支払った証明書か領収書を添付してください。※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。
⑮生命保険料控除…あなたや親族等の生命保険や個人年金等をあなたが支払った場合	「⑮生命保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。 ◇保険会社が発行した証明書を添付してください。 ※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

⑯地震保険料控除…地震保険料、旧長期損害保険料（平成18年12月31日までに契約したもの）をあなたが支払った場合

「⑯地震保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。

◇保険会社が発行した証明書を添付してください。 ※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

⑰寡婦、⑱ひとり親控除…あなたが寡婦・ひとり親である場合 ※下記にあてはまる必要があります

「⑰寡婦控除」の欄に寡婦の人は左の寡婦控除に☑し、該当理由を☑してください。または、⑱ひとり親の人は右の欄に☑してください。

⑰	～	⑱	⑰寡婦控除	
寡婦、ひとり親			<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明	⑱ひとり親控除
勤労学生控除			<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	

※離婚や扶養の状況については、前年の12月31日の現況によって判断します。（年の途中で死亡した場合は、死亡の日）
○婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）は「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用
○上記以外の単身者（合計所得金額500万円以下に限る）で夫と死別した後婚姻をしていない人または生死不明などの人について、「寡婦控除」（控除額26万円）を適用
○夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族（総所得金額等が48万円以下）を有する人について「寡婦控除」（控除額26万円）を適用
○住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人は対象外

⑲勤労学生控除…前年の合計所得が65万円以下で、かつ自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の勤労学生である場合

「⑲勤労学生控除」の欄に○を記入し、学校名を記入してください。

◇学生証又は在学証明書の写しを添付してください。

※学生であった状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。

⑳障害者控除…前年の12月31日時点で、障害者手帳を持っている場合など

「⑳障害者控除」の欄に本人の場合は、「本人障害の程度」へ、扶養者の場合は氏名記入後に障害の区分をご記入ください。

◇障害者手帳の写しなど（障害の程度がわかるもの）を添付してください。

※障害者手帳を持っていない人で、精神又は身体に障害があり、日常生活に支障が生じている65歳以上の人は、「障害者控除対象者認定書」の提出により、控除が可能です。「障害者控除対象者認定書」の発行については、福祉課までお問い合わせください。

㉑配偶者控除…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「㉑配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要事項を記入してください。

※配偶者が障害者である場合、障害の程度も併せて記入してください。（注1）

※婚姻や障害の状況等については、前年12月31日の現況によって判断します。（年の途中で死亡した場合は、その死亡の日）

㉒配偶者特別控除…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え133万円未満の場合

「㉒配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要事項を記入してください。

※配偶者控除と配偶者特別控除の両方を取ることはできません。

※配偶者特別控除の場合は、扶養の人数には含まれません。よって、住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障害者であっても障害者控除の対象にはなりません。

㉓同一生計配偶者…あなたの前年の合計所得金額が1,000万円超であなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注2）

「㉓配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要事項を記入してください。

※同一生計配偶者の場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。よって、配偶者が障害者の場合は、障害者控除の対象となります。

㉔扶養控除及び☆16歳未満の扶養親族…あなたと生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円（給与収入で103万円）以下の場合（注1）

「㉔扶養控除」の欄に必要事項を記入してください。扶養親族が16歳未満の場合は必ず「16歳未満の扶養親族」の欄に記入してください。

※別居の親族がいる場合は、申告書裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。なお、別居や扶養、障害の状況等については、前年の12月31日に状況によって判断します。（年の途中で死亡した場合は、その死亡の日）

㉕雑損控除…災害や盗難などにより、あなたや生計を一にする親族等の所有する資産に損失が生じた場合

「㉕雑損控除」の欄に必要事項を記入してください。

◇災害や盗難にあったことを証明する証明書、損害金額の明細書などを添付してください。

※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

㉖医療費控除…あなたや生計を一にする親族等の病気やけがの治療に直接必要な医療費をあなたが支払った場合

「㉖医療費控除」の欄に必要事項を記入してください。

◇医療費控除の明細書等を添付してください。 ※明細書等の添付がない場合は、控除の適用ができません。

（注1）被扶養者が国外にいる場合は送金関係書類及び親族関係書類が必要となります。